

首都高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画

平成21年 3月10日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
首都高速道路株式会社

【目次】

1	高速道路利便増進事業	
1	曜日別時間帯別割引	1
2	大口・多頻度割引	2
3	会社間連続利用割引	2
4	中央環状線う回利用割引	4
5	上限料金を抑えた段階的な対距離料金の額	6
2	高速道路貸付料の額の減額	7
3	一般会計に承継される機構債務	7
4	計画期間	8
5	実施体制	8
6	協定の変更	8

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第7条第2項に基づき共同して作成し、平成21年2月24日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第7条第8項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

1 曜日別時間帯別割引

割引を適用する自動車

東京線（別紙1 高速道路の路線名中、(1)から(19)まで、(21)から(23)まで、(25)のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町地内の区間、(26)から(28)まで及び(30)の路線をいう。以下同じ。）神奈川線（別紙高速道路の路線名中、(20)、(24)、(25)のうち神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から同県川崎市川崎区浮島町までの区間及び(31)から(35)までの路線をいう。以下同じ。）及び埼玉線（別紙高速道路の路線名中、(29)の路線をいう。以下同じ。）を通行するETC車（ETCシステムを使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）

なお、上記にいう「ETCシステム」は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

割引率

下表の区分及び時間帯に応じた割引率を適用する。また、割引後の料金の額に10円未満の端数があるときは、四捨五入により10円単位の端数処理をした額をもって徴収する料金の額とする。ただし、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、日曜日及び祝日における普通車は、30%の割引率を適用し、50円未満の端数があるときは24捨25入により50円単位の端数処理をした額とする。

区分	時間帯	割引率
日曜日及び祝日	終日	20%
月曜日～土曜日	0時以後～6時前	20%
	22時以後～24時前	20%

（注）祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。

実施期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日まで

2 大口・多頻度割引

割引を適用する自動車

東京線、神奈川線及び埼玉線を通行するETC車のうち、ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者（以下「利用者」という。）の自動車

割引率

(イ) ETC車両単位割引

ETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表の割引率を適用する。

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

(ロ) ETC契約単位割引

利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。ただし、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、割引率は5%とする。

実施期間

(イ)に定める割引は、平成23年4月1日から平成30年3月31日まで

(ロ)に定める割引は、平成21年4月1日から平成30年3月31日まで

3 会社間連続利用割引

割引を適用する自動車

(イ) 下表中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線(同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。)の組合せで通行するETC車

路線	接続地点	路線
一般国道16号(横浜横須賀道路)	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速横浜羽田空港線(横浜公園) 神奈川県道高速湾岸線(杉田、三溪園) 横浜市道高速2号線(石川町)

(口) 下表中欄の接続地点を經由し、東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線(同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。)の組合せで通行するETC車。なお、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

路線	接続地点	路線
高速自動車国道第一 東海自動車道	世田谷区砧公園	都道首都高速3号線(渋谷、池尻) 都道首都高速4号線(幡ヶ谷、永福) 都道首都高速目黒板橋線(初台南、西池袋) 都道首都高速品川目黒線(五反田(仮称)) 都道高速湾岸線(大井南、臨海副都心)
高速自動車国道中央 自動車道富士吉田線	杉並区上高井戸三丁目	都道首都高速3号線(渋谷、三軒茶屋) 都道首都高速4号線(永福、初台、新宿、外苑) 都道首都高速5号線(板橋本町) 都道首都高速板橋足立線(新板橋、滝野川) 都道首都高速目黒板橋線(富ヶ谷、西池袋) 都道首都高速品川目黒線(五反田(仮称))
高速自動車国道常磐 自動車道(ただし、均一制を適用する区間を除く。)	三郷市番匠免二丁目	都道首都高速6号線(向島、堤通、加平、四つ木) 都道首都高速葛飾江戸川線(平井大橋) 都道高速葛飾川口線(千住新橋、扇大橋) 埼玉県道高速足立三郷線(八潮南)
一般国道14号(京葉道路)	江戸川区谷河内二丁目	都道首都高速6号線(向島、堤通、小菅) 都道首都高速7号線(錦糸町) 都道首都高速葛飾江戸川線(四つ木)

		ただし、向島、堤通、小菅及び四つ木の出入口については、小松川ジャンクションに係る供用の日から本割引を適用する。
高速自動車国道東関東自動車道水戸線(ただし、均一制を適用する区間を除く。)	市川市高谷	都道首都高速9号線(福住、塩浜、枝川) 都道首都高速晴海線(晴海仮(仮称)、豊洲) 都道高速湾岸線(有明、新木場、葛西) 都道首都高速葛飾江戸川線(四つ木、船堀橋) 千葉県道高速湾岸線(浦安)
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線(ただし、均一制を適用する区間を除く。)	川口市大字西新井宿	都道首都高速5号線(飯田橋、東池袋、板橋本町) 都道首都高速6号線(向島、堤通) 都道首都高速板橋足立線(王子北) 都道首都高速目黒板橋線(高松、西池袋) 都道高速葛飾川口線(千住新橋、扇大橋、鹿浜橋、足立入谷) 埼玉県道高速葛飾川口線(東領家、新郷)

割引額

割引額は、普通車200円、大型車400円とする。ただし、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間は、普通車100円、大型車200円とする。

実施期間

- (イ)については、平成21年4月1日から平成30年3月31日まで
- (ロ)については、平成23年4月1日から平成30年3月31日まで

4 中央環状線う回利用割引

割引を適用する自動車

谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを經由せず、下表左欄に掲げる出入口等(起点)から同表右欄(終点)に掲げる出入口等までを通行するETC車。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等につい

ては、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

出入口等（起点）	出入口等（終点）
世田谷区砧公園(高速自動車国道第一東海自動車道との接続部)用賀、三軒茶屋	三郷ジャンクション(三郷を含む。以下同じ。)、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目(一般国道14号(京葉道路)との接続部)、一之江、小松川、市川市高谷(高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、葛西
杉並区上高井戸三丁目(高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部)、高井戸、永福、幡ヶ谷	三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目(一般国道14号(京葉道路)との接続部)、一之江、小松川、市川市高谷(高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、葛西
埼玉線における各入口(ただし、浦和北を除く。)、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町	江戸川区谷河内二丁目(一般国道14号(京葉道路)との接続部)、一之江、小松川、市川市高谷(高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、葛西、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション(浮島出口を含む。以下同じ。)、空港西、羽田、神奈川線における各出口等(ただし、阪東橋及び三溪園を除く。)
川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋	大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、神奈川線における各出口等(ただし、阪東橋及び三溪園を除く。)
三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平	杉並区上高井戸三丁目(高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部)、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園(高速自動車国道第一東海自動車道との接続部)、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、神奈川線における各出口等(ただし、阪東橋及び三溪園を除く。)
江戸川区谷河内二丁目(一般国道14号(京葉道路)との接続部)、一之江、小松川	埼玉線における各出口(ただし、浦和北を除く。)、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目(高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部)、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園(高速自動車国道第一東海自動車道との接続部)、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、神奈川線における各出口等(ただし、阪東橋及び三溪園を除く。)

	園を除く。)
市川市高谷(高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	埼玉線における各出口(ただし、浦和北を除く。)美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目(高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部)、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園(高速自動車国道第一東海自動車道との接続部)、用賀、三軒茶屋、大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、神奈川線における各出口等(ただし、阪東橋及び三溪園を除く。)
大井南、空港中央、川崎浮島ジャンクション、空港西、羽田、神奈川線における各入口(ただし、阪東橋及び三溪園を除く。)	埼玉線における各出口(ただし、浦和北を除く。)美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目(一般国道14号(京葉道路)との接続部)、一之江、小松川、市川市高谷(高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、葛西

割引額

割引額は、普通車100円、大型車200円とする。

実施期間

平成23年4月1日から平成30年3月31日まで

5 上限料金を抑えた段階的な対距離料金の額

平成23年度以降に導入する対距離料金の額については、上限料金を抑えた段階的なものとし、その適用までの間において、社会経済情勢、ETCの普及状況、社会実験の結果等を勘案しつつ、別紙2に掲げる料金の額を基本として検討し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

2 高速道路貸付料の額の減額

法第7条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

高速道路貸付料の額の減額（百万円）	424,567
-------------------	---------

3 一般会計に承継される機構債務

法第7条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される 機構債務	承継額（百万円）		利率 （％）	償還期限	利息支払期
	元本	利息			
財政融資資金貸付金借入金 14101	4,365	4,026	339	1.20	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14102	45,928	42,644	3,284	1.10	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14103	15,974	14,929	1,045	1.00	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14104	35,003	32,859	2,144	0.90	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14105	24,300	22,812	1,488	0.90	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14106	47,050	44,471	2,579	0.80	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14107	171,248	162,976	8,272	0.70	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14108	8,999	8,565	434	0.70	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14109	13,750	13,176	574	0.60	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14110	13,805	13,306	499	0.50	平成35年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14111	14,579	13,562	1,017	1.00	平成35年6月20日 6月20日 12月20日

財政融資資金貸付金借入金 11101	7,000	6,903	97	2.10	平成21年9月29日	7月28日 1月28日
-----------------------	-------	-------	----	------	------------	----------------

(注1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

(注2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

(注3) 高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ずる支払利息の軽減額(現行の収支明細における前提条件に基づき算定)を考慮している。

4 計画期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日まで。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告し、必要に応じて本計画の変更を行う。
- (4) 機構及び会社は、本計画のうち、平成23年度以降に実施を開始する事項については、社会経済情勢、ETCの普及状況、社会実験の結果等を勘案しつつ改めて検討し、必要に応じて本計画の変更を行うものとする。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条及び高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条に基づき、協定の変更を行う。

高速道路の路線名

- (1) 都道首都高速 1 号線
- (2) 都道首都高速 2 号線
- (3) 都道首都高速 2 号分岐線
- (4) 都道首都高速 3 号線
- (5) 都道首都高速 4 号線
- (6) 都道首都高速 4 号分岐線
- (7) 都道首都高速 5 号線
- (8) 都道首都高速 6 号線
- (9) 都道首都高速 7 号線
- (10) 都道首都高速 8 号線
- (11) 都道首都高速 9 号線
- (12) 都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海 2 丁目 3 5 番から同都江東区有明までの区間
- (13) 都道首都高速 1 1 号線
- (14) 都道首都高速葛飾江戸川線
- (15) 都道首都高速板橋足立線
- (16) 都道首都高速目黒板橋線
- (17) 都道首都高速品川目黒線
- (18) 都道高速湾岸線
- (19) 都道首都高速湾岸分岐線
- (20) 都道高速横浜羽田空港線
- (21) 都道高速葛飾川口線
- (22) 都道高速足立三郷線
- (23) 都道高速板橋戸田線
- (24) 神奈川県道高速横浜羽田空港線
- (25) 神奈川県道高速湾岸線
- (26) 埼玉県道高速葛飾川口線
- (27) 埼玉県道高速足立三郷線
- (28) 埼玉県道高速板橋戸田線
- (29) 埼玉県道高速さいたま戸田線
- (30) 千葉県道高速湾岸線
- (31) 横浜市道高速 1 号線
- (32) 横浜市道高速 2 号線
- (33) 横浜市道高速湾岸線
- (34) 横浜市道高速横浜環状北線
- (35) 川崎市道高速縦貫線

上限料金を抑えた段階的な対距離料金の額

E T C車にあっては、普通車の料金の額は、東京線、神奈川線及び埼玉線ごとに、利用した出入口等（入口、出口又は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。）の間の距離（以下、「利用距離」という。）に応じて、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間にあっては、東京線については600円から800円、神奈川線については500円から700円、埼玉線については350円から450円とし、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあっては、東京線については500円から900円、神奈川線については400円から800円、埼玉線については300円から500円とする。大型車の料金の額は、普通車の料金の額に2を乗じて得た額とする。

なお、E T C車以外の自動車にあっては、普通車の料金の額は、東京線、神奈川線及び埼玉線ごとに、利用した出入口等から利用可能な出入口等までの最長利用距離に応じて、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間にあっては、東京線については600円から800円、神奈川線については500円から700円、埼玉線については350円から450円とし、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあっては、東京線については500円から900円、神奈川線については400円から800円、埼玉線については300円から500円とする。大型車の料金の額は、普通車の料金の額に2を乗じて得た額とする。

以 上